

村組織の機構改革について

# 課の名称変更・統廃合が行われます

村の機構改革の実施に伴い、一部の課について、次のように課の名称変更や統廃合が行われます。これにより、4月1日から一部の事務について担当課が変更となりますのでお知らせいたします。

## ○企画財政課

基地・財政課を名称変更し、「企画財政課」とします。

### ■担当する事務

- ・村行政の総合計画に関すること
- ・重要施策の総合調整に関すること
- ・村の予算に関すること
- ・統計に関すること
- ・情報システムの整備及び管理に関すること

## ○住民生活課

子育て・長寿支援課の廃止に伴い、事務の一部を統合します。

### ■担当する事務(下線は新たに担当する事務)

- ・戸籍及び住民基本台帳に関すること
- ・地球温暖化対策に関すること
- ・環境衛生に関すること
- ・公害防止に関すること
- ・人権に関すること
- ・児童福祉に関すること
- ・国民年金に関すること
- ・社会福祉に関すること
- ・少子化に関すること

## ○健康保険課

子育て・長寿支援課の廃止に伴い、事務の一部を統合します。また、健康・保険課を名称変更し、「健康保険課」とします。

### ■担当する事務(下線は新たに担当する事務)

- ・健康増進及び保健予防に関すること
- ・国民健康保険に関すること
- ・後期高齢者医療に関すること
- ・介護保険に関すること
- ・高齢福祉に関すること
- ・障害者福祉に関すること
- ・福祉医療に関すること

## ○教育委員会事務局

教育委員会は、これまで学校教育課と生涯学習課で編成されていましたが、2課が統合され「教育委員会事務局」となります。

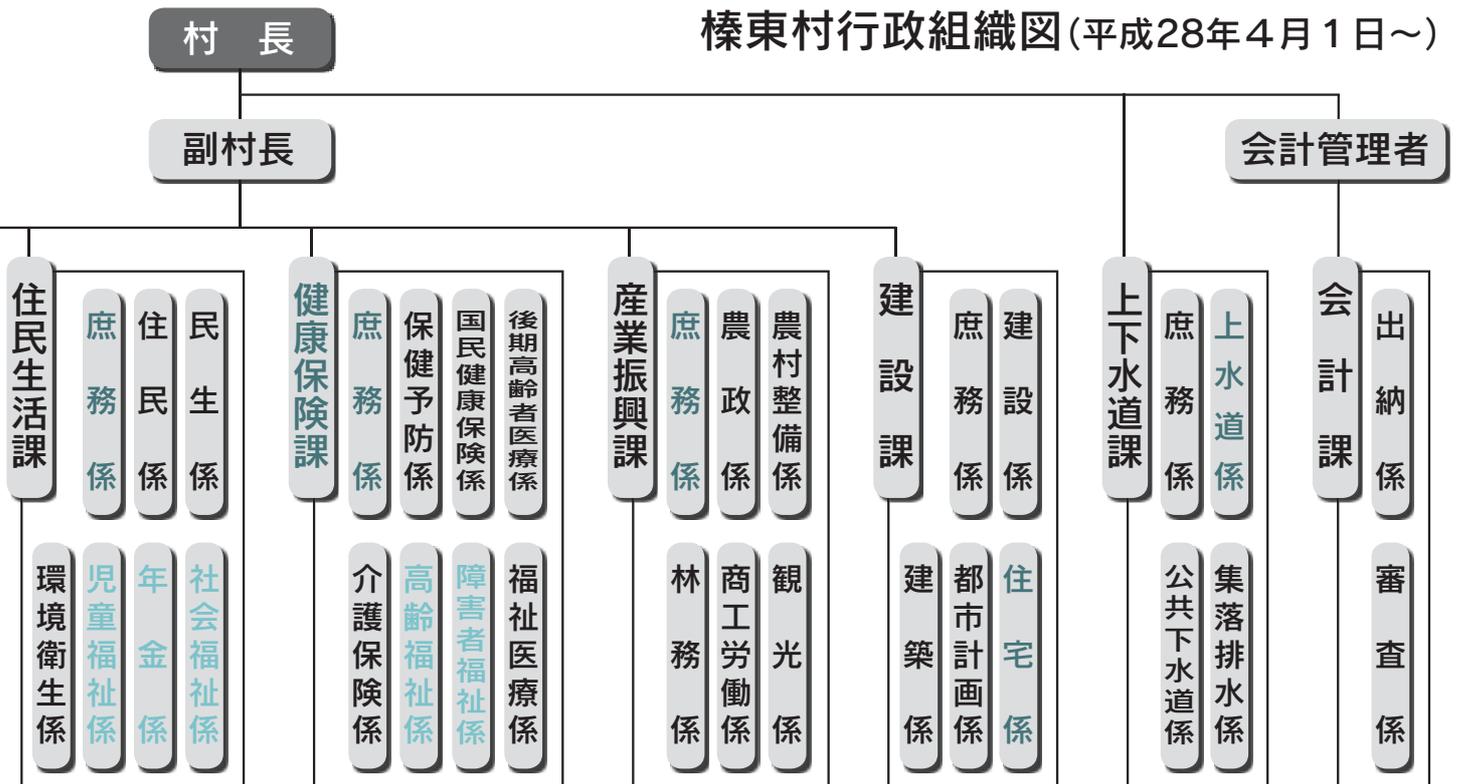
### ■担当する事務

- ・教育委員会に関すること
- ・学校、幼稚園に関すること
- ・社会教育及び社会教育施設に関すること
- ・青少年教育に関すること
- ・文化財に関すること
- ・スポーツ振興に関すること

## ■これまでの担当課から変更となる事務は次のとおりです

- ・基地対策に関すること 基地・財政課 → 総務課
- ・消費生活に関すること 子育て・長寿支援課 → 産業振興課
- ・村営住宅に関すること 総務課 → 建設課

榛東村行政組織図(平成28年4月1日～)



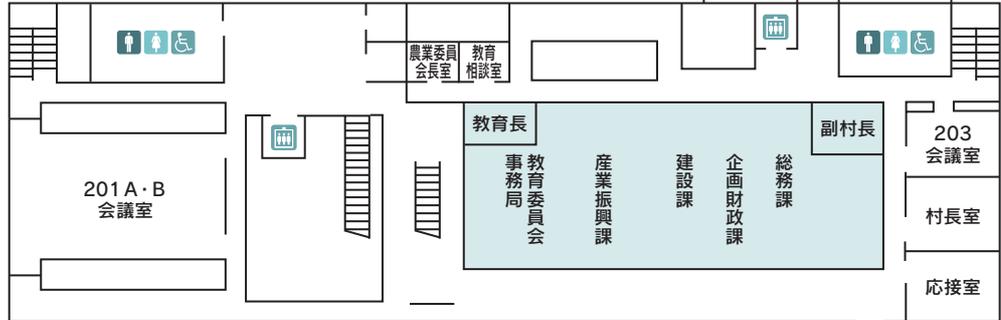
## 4月1日からの各課の配置

役場2階 教育委員会事務局、産業振興課、建設課、企画財政課、総務課

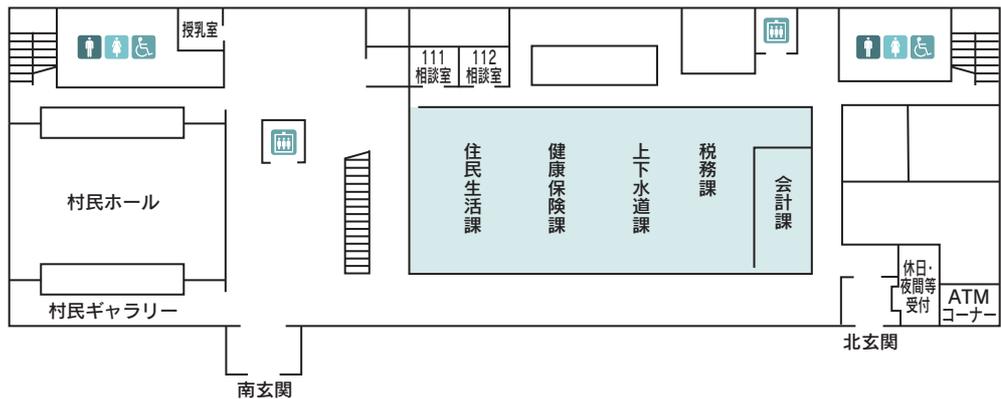
役場1階 住民生活課、健康保険課、上下水道課、税務課、会計課



役場2階



役場1階



濃緑→新設

緑→既設移転

